

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

## 条 例

ページ

|   |   |
|---|---|
| ○県立高等学校将来構想審議会条例の一部を改正する条例<br>（教育庁教育企画室）                              | 一 |
| ○一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び職員団体のための職員<br>の行為の特例に関する条例の一部を改正する条例<br>（人事課等） | 一 |
| ○宮城県条例及び県税減免条例の一部を改正する条例<br>（税務課）                                     | 二 |
| ○過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例<br>（同）                               | 四 |
| ○地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例の一部を<br>改正する条例<br>（同）                    | 五 |
| ○みやぎ新しいまち・未来づくり審議会条例を廃止する条例<br>（市町村課）                                 | 五 |

## 条 例

県立高等学校将来構想審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十七号

県立高等学校将来構想審議会条例の一部を改正する条例

県立高等学校将来構想審議会条例（平成二十年宮城県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「設置等」に改め、同条中「及び」を「、当該構想に係る施策の成果及び課題の検証その他」に改め、同条に次の一項を加える。

2 審議会は、前項の検証に関し教育委員会に建議することができる。

第六条を第七条とする。

第五条第二項中「委員」の下に「及び専門委員」を加え、同条を第六条とする。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（専門委員）

第三条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者、県の職員その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表県立高等学校将来構想審議会の委員の項中「委員」の下に「及び専門委員」を加える。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び職員団体のための職員の行為の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十八号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び職員団体のための職員の行為の特例に

関する条例の一部を改正する条例

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第一条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年宮城県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「第九条」の下に「、第十条の四」を加える。

（職員団体のための職員の行為の特例に関する条例の一部改正）

第二条 職員団体のための職員の行為の特例に関する条例（昭和四十一年宮城県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「休日及び」を「時間外勤務代休時間、休日及び」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮城県条例及び県税減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十九号

宮城県条例及び県税減免条例の一部を改正する条例

(宮城県条例の一部改正)

第一条 宮城県条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項中「第七十二条の二十八第二項」の下に「又は第七十二条の二十九第二項」を加える。

第二十九条の二の次に次の二条を加える。

(個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の提出)

第二十九条の三 法第三百七十七条の三の二第一項の規定に基づく申告書を提出する者は、当該申告書とあわせて法第四十五条の三の二第一項の規定に基づく申告書を、同項に規定する給与支払者から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、当該給与支払者を経由して、当該申告書を提出する者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

2 法第三百七十七条の三の二第二項の規定に基づく申告書を提出する者は、当該申告書とあわせて法第四十五条の三の二第二項の規定に基づく申告書を、前項の給与支払者から同項の規定に基づく申告書に記載した事項について異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、当該給与支払者を経由して、当該申告書を提出する者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

(個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出)

第二十九条の四 法第三百七十七条の三の三第一項の規定に基づく申告書を提出する者は、当該申告書とあわせて法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく申告書を、同項に規定する公的年金等支払者から毎年最初に所得税法第二百三条の五第一項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、当該公的年金等支払者を経由して、当該申告書を提出する者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

第三十九条第一項第一号八中「及び清算所得」を削り、同条第二項中「、前項第一号八の清算所得は法第七十二条の二十三第五項の規定により」を削る。

第四十一条第一項第一号八中「又は清算所得」を削り、同号八の表中「及び清算所得」を削り、同項第二号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同項第三号中「又は

清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同条第三項第一号八、第二号及び第三号中「及び清算所得」を削る。

第四十三条第一項第一号イからハまで以外の部分中「又は法第七十二条の二十八第一項」を「、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項」に改め、「第七十二条の二十八第二項」の下に「及び第七十二条の二十九第二項」を加え、同号ロ中「第七十二条の二十八第二項」の下に「及び第七十二条の二十九第二項」を加え、同号ハ中「第七十二条の二十八第二項」の下に「及び第七十二条の二十九第二項」を加え、「第二条第十二号の七の七」を「一月」に、「当該事業年度終了の日からその最後の分配又は引渡しの日」を「その」に改め、同項第四号及び第五号を削る。

第六十六条中「千七百四円」を「千五百四円」に改める。

附則第八条中「(以下この条において「特例期間」という。）」及び「並びに特例期間内における解散(合併による解散を除く。）」による清算所得に対する法人税額又は個別帰属法人税額に係る法人税割(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額又は個別帰属法人税額及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人税額又は個別帰属法人税額に係る法人税割を含む。）」を削る。

附則第九条第二項中「第一号の三」を「第三号」に改め、「掲げる日」の下に「(解散(合併による解散を除く。))をした法人にあつては、その解散の日」を加える。

附則第十条の二第一項中「及び特例期間内における解散(合併による解散を除く。第三項において同じ。))による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。第三項において同じ。))」を削り、同項第一号八中「又は清算所得」を削り、同号ハの表中「及び清算所得」を削り、同項第二号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同条第三項中「及び特例期間内における解散による清算所得に対する当該法人の事業税の額」を削り、同項第一号ハ、第二号及び第三号中「及び清算所得」を削り、同条第五項中「及び清算所得」を削る。

附則第十条の二の二第二項中「その」を「その」に改め、「末日」の下に「、法第七十二条の二十九第一項又は第三項の規定により申告納付すべき事業税にあつてはその解散の日」を加える。

附則第十条の二の三中「及び同日以後の解散(合併による解散を除く。))による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。))」を削る。

附則第十一条の三中、「五百十一円」を「七百十六円」に改める。

附則第二十一条の二第二項中、「株式等」の下に、「(附則第二十一条の二第一項において「株式等」という。)」を加える。

附則第二十一条の次に次の一条を加える。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第二十一条の二 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約(以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。))に基づき同法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等(その者が二以上の同条第五項第一号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。))を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。))の譲渡をした場合には、令附則第十八条の六の二第一項に規定するところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。))があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として令附則第十八条の六の二第二項に規定する金額(以下この項において「払出し時の金額」という。))により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第三十七条の十四第四項第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の上場株式等(同法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等をいう。))の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第二十一条の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

(県税減免条例の一部改正)

第二条 県税減免条例(昭和三十五年宮城県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中、「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第十九項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中宮城県県税条例第四十三条第一項第一号ハの改正規定(「第一条第十二号の七五」を「第二条第十二号の七七」に改める部分に限る。)

二 第一条中宮城県県税条例第二十九条の二の次に二条を加える改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 平成二十三年一月一日

三 第一条中宮城県県税条例附則第二十一条の二第二項の改正規定及び同条例附則第二十一条の次に二条を加える改正規定並びに附則第四項の規定 平成二十五年一月一日

(県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の宮城県県税条例(以下「新条例」という。))第二十九条の三の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号。以下「改正法」という。))第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。))第四十五条の三の二第一項及び第二項の規定に基づく申告書について適用する。

3 新条例第二十九条の四の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する新法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく申告書について適用する。

4 新条例附則第二十一条の二第二項及び附則第二十一条の二の規定は、平成二十五年以後の年度の個人の県民税について適用する。

5 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。))以後に解散(合併による解散を除く。以下同じ。))が行われる場合又は施行日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に解散が行われた場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

6 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に解散が行われる場合又は施行日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前の解散による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。))については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

7 施行日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

8 施行日前に宮城県県税条例第六十二条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（同条例第六十六条の二第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを施行日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第六十二条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び附則第十三項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第三十九条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを施行日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを施行日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地を課税地として県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。

- 一 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 千本につき四百三十円
- 二 新条例附則第十一条の三に規定する紙巻たばこ 千本につき二百五十円

9 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第二十七号）で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を施行日から起算して一月以内に、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の県税事務所長に提出しなければならない。

- 一 所持する製造たばこの区分（たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- 二 前号の本数により算出した前項の規定による県たばこ税額
- 三 その他参考となるべき事項

10 附則第八項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第十二条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等の一部を改正する法律附則第三十九条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出した場合において、その提出を受けた市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理したときは、当該申告書は、同項に規定する県税事務所長に提出されたものとみなす。

11 附則第九項の規定による申告書を提出した者は、平成二十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

12 附則第八項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第六十六条の二、第六十六条の四及び第六十六条の七の規定を除く。）を適用する。

|            |                           |  |
|------------|---------------------------|--|
| 第六十五条第一項   | 前項                        | 宮城県県税条例及び県税減免条例の一部を改正する条例（平成二十二年宮城県条例第四十九号。以下この節において「平成二十二年改正条例」という。）附則第八項 |
| 第六十六条の五第一項 | 前条第一項から第三項までの規定によつて申告書    | 平成二十二年改正条例附則第九項の規定によつて申告書  |
| 第六十六条の五第二項 | 前条第一項から第三項までの規定によつて申告納付する | 平成二十二年改正条例附則第九項及び附則第十一項の規定によつて申告納付する                                       |

13 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第八項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第六十六条の七の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第六十六条の四の規定により県税事務所長に提出すべき申告書には、地方税法施行規則の一部を改正する省令附則第二条第三項に規定するところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十二年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
○宮城県条例第五十号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例  
過疎地域における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年宮城県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。  
第二条中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例(以下「新条例」という。)(第一条、第四条及び第五条の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。(経過措置)

2 新条例第二条又は第四条の規定により県税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第六条第一項の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合)においては、同項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十一号

地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例(平成十一年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例(以下「新条例」という。)(第一条の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。(経過措置)

2 新条例第二条の規定により県税の不均一課税の適用を受けようとする者に係る新条例第三条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合)においては、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

みやぎ新しいまち・未来づくり審議会条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十二年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十二号

みやぎ新しいまち・未来づくり審議会条例を廃止する条例

みやぎ新しいまち・未来づくり審議会条例(平成十七年宮城県条例第四百十八号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表みやぎ新しいまち・未来づくり審議会の委員の項を削る。